

事業所内保育事業(定員20人以上)(保育認定)

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員枠の子どもの場合 ⑦
				保育標準時間認定		保育短時間認定		
				基本分単価 (注) ⑥		基本分単価 (注) ⑥		
10/100 地域	20人から 30人まで	3号	1、2歳児	133,910	(206,180)	117,610	(189,880)	⑥×84/100
			乳児	206,180		189,880		
	31人から 40人まで	3号	1、2歳児	121,790	(194,060)	109,560	(181,830)	
			乳児	194,060		181,830		
	41人から 50人まで	3号	1、2歳児	119,790	(192,060)	110,000	(182,270)	
			乳児	192,060		182,270		
	51人から 60人まで	3号	1、2歳児	113,490	(185,760)	105,340	(177,610)	
			乳児	185,760		177,610		
	61人から	3号	1、2歳児	109,070	(181,340)	102,080	(174,350)	
			乳児	181,340		174,350		

地域 区分 ①	定員 区分 ②	認定 区分 ③	年齢区分 ④	処遇改善等加算 I						管理者設置加算		
				保育標準時間認定			保育短時間認定			処遇改善等 加算 I ⑨		
				(注) ⑧			(注) ⑧					
10/100 地域	20人 から 30人 まで	3号	1、2歳児 +	1,220	(1,950)	×加算率	1,050	(1,780)	×加算率	16,660	+	160×加算率
			乳児 +	1,950 ×加算率			1,780 ×加算率					
	31人 から 40人 まで	3号	1、2歳児 +	1,100	(1,830)	×加算率	970	(1,700)	×加算率	12,500	+	120×加算率
			乳児 +	1,830 ×加算率			1,700 ×加算率					
	41人 から 50人 まで	3号	1、2歳児 +	1,080	(1,810)	×加算率	980	(1,710)	×加算率	10,000	+	100×加算率
			乳児 +	1,810 ×加算率			1,710 ×加算率					
	51人 から 60人 まで	3号	1、2歳児 +	1,020	(1,750)	×加算率	930	(1,660)	×加算率	8,330	+	80×加算率
			乳児 +	1,750 ×加算率			1,660 ×加算率					
	61人 から	3号	1、2歳児 +	970	(1,700)	×加算率	900	(1,630)	×加算率	7,140	+	70×加算率
			乳児 +	1,700 ×加算率			1,630 ×加算率					

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算					
				処遇改善等加算 I ⑪					
10/100 地域	20人 から 30人 まで	3号	1、2歳児	+	145,120	(72,560)	+ 1,450	(720)	×加算率
			乳児	+	72,560		+ 720	×加算率	
	31人 から 40人 まで	3号	1、2歳児	+	145,120	(72,560)	+ 1,450	(720)	×加算率
			乳児	+	72,560		+ 720	×加算率	
	41人 から 50人 まで	3号	1、2歳児	+	145,120	(72,560)	+ 1,450	(720)	×加算率
			乳児	+	72,560		+ 720	×加算率	
	51人 から 60人 まで	3号	1、2歳児	+	145,120	(72,560)	+ 1,450	(720)	×加算率
			乳児	+	72,560		+ 720	×加算率	
	61人 から	3号	1、2歳児	+	145,120	(72,560)	+ 1,450	(720)	×加算率
			乳児	+	72,560		+ 720	×加算率	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④
10/100 地域	20人 から 30人 まで	3号	1、2歳児 乳児
	31人 から 40人 まで	3号	1、2歳児 乳児
	41人 から 50人 まで	3号	1、2歳児 乳児
	51人 から 60人 まで	3号	1、2歳児 乳児
	61人 から	3号	1、2歳児 乳児

休日保育加算		⑫ 処遇改善等 加算 I
休日保育の年間延べ利用子ども数		
～ 210人	254,000	2,540 × 加算率
211人～ 279人	271,700	2,710 × 加算率
280人～ 349人	307,300	3,070 × 加算率
350人～ 419人	342,900	3,420 × 加算率
420人～ 489人	378,500	3,780 × 加算率
490人～ 559人	414,100	4,140 × 加算率
560人～ 629人	449,700	4,490 × 加算率
630人～ 699人	485,200	4,850 × 加算率
700人～ 769人	520,800	5,200 × 加算率
770人～ 839人	556,400	5,560 × 加算率
840人～ 909人	592,000	5,920 × 加算率
910人～ 979人	627,600	6,270 × 加算率
980人～ 1,049人	663,200	6,630 × 加算率
1,050人～	698,700	6,980 × 加算率

夜間保育加算		⑬ 処遇改善等 加算 I
+	18,330	+ 130 × 加算率
+	15,010	+ 90 × 加算率
+	13,010	+ 70 × 加算率
+	11,680	+ 60 × 加算率
+	10,730	+ 50 × 加算率

+

+

÷

各月初日の
利用子ども数

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	常態的に土曜日に 閉所する場合 ⑮	定員を恒常的に超 過する場合 ⑯
10/100 地域	20人 から 30人 まで	3号	1、2歳児	$\begin{aligned} & (⑥(⑦)+⑧ \\ & +⑪+⑬) \\ & \times 6/100 \end{aligned}$	$\begin{aligned} & (⑥\sim⑱) \\ & \times 91/100 \end{aligned}$
	乳児				
	31人 から 40人 まで	3号	1、2歳児	$\begin{aligned} & (⑥(⑦)+⑧ \\ & +⑪+⑬) \\ & \times 6/100 \end{aligned}$	$\begin{aligned} & (⑥\sim⑱) \\ & \times 98/100 \end{aligned}$
	乳児				
	41人 から 50人 まで	3号	1、2歳児	$\begin{aligned} & (⑥(⑦)+⑧ \\ & +⑪+⑬) \\ & \times 7/100 \end{aligned}$	$\begin{aligned} & (⑥\sim⑱) \\ & \times 95/100 \end{aligned}$
乳児					
51人 から 60人 まで	3号	1、2歳児	$\begin{aligned} & (⑥(⑦)+⑧ \\ & +⑪+⑬) \\ & \times 7/100 \end{aligned}$	$\begin{aligned} & (⑥\sim⑱) \\ & \times 96/100 \end{aligned}$	
乳児					
61人 から	3号	1、2歳児	$\begin{aligned} & (⑥(⑦)+⑧ \\ & +⑪+⑬) \\ & \times 7/100 \end{aligned}$	$\begin{aligned} & (⑥\sim⑱) \\ & \times 96/100 \end{aligned}$	
乳児					

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑳	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① $48,860 \times \text{人数A}$ ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② $6,110 \times \text{人数B}$		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める		
冷暖房費加算	㉑	1 級 地	1,740	4 級 地	1,200	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
		2 級 地	1,550	そ の 他 地 域	110	
		3 級 地	1,530			
除雪費加算	㉒	6,080		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算	㉓	$152,460 \div 3$ 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
施設機能強化推進費加算	㉔	$160,000$ （限度額） $\div 3$ 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算	㉕	$120,000 \div 3$ 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
第三者評価受審加算	㉖	$150,000 \div 3$ 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整